

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の主体の名称

大田原市

2 構造改革特別区域の名称

大田原市英語教育特区

3 構造改革特別区域の範囲

大田原市の全域

4 構造改革特別区域の特性

大田原市は、田園地帯に約7,400haの広大な農地を保有し、首都圏にある大農業地帯の一角を占め、首都圏への食料供給地として、また、栃木県北部の拠点的商业機能を有した商業都市として、さらに、積極的な工業誘導策によって豊かな自然環境の中に農・工・商のバランスを保ちながら那須圏域の中心都市として発展してきた。

近年、大田原市においても、社会、経済の国際化が進み、外国人労働者や海外での勤務を経験した市民も増加傾向にあり、民間の企業や団体等を中心に、技術交流や人と文化の交流が進められている。本市の外国人登録者は、平成16年5月現在で約1,300人で市の人口の約2.3%、また、小・中学校の外国人児童・生徒は、平成16年5月現在で52名であり全児童・生徒の約1%を占めている。さらに、スコットランドや中国との友好都市等の提携を通じての国際交流や、市内在住の外国人との文化交流など、外国との関わりも増してきている。

本市で現在取り組んでいる事業として、語学に堪能な人材や英語を母国語とする外国人等の活用による「地域ですすめる子ども外国語学習事業」がある。早い時期から外国語に慣れ親しむ環境作りを図り、次代を担う子どもたちが、豊かな国際感覚を持った社会人として貢献できるよう、国際理解教育を積極的に推進している。また、平成16年度より、英会話学習のための指導員を全小学校に配置したり、小学校にALTを月2回から5回程度訪問させ、国際理解教育の中で、英語にも慣れ親しんでいる。さらに、国際交流事業による高校生の海外派遣や地域の青少年のための「英会話講座」の開設など、国際性豊かな人材の育成と一人でも多くの市民が国際共通語となっている「英語」によるコミュニケーション能力を身に付けるよう取り組んでいるところである。

しかし、国際化の時代を迎えた中で、現在の英語教育の現状は、必ずしも

これらの状況に対応したものとなっていないのが実情であり、生きた英語、使える英語の習得に向けた教育システムの確立が急務となっている。

このような状況を踏まえ、子どもたちの外国語能力を伸ばすことにより、真の国際化時代に対応できる人材を育成するため、外国語に特化した教育が必要になってくる。

5 構造改革特別区域計画の意義

今日、経済・社会等のグローバル化が急速に進展する中、子どもたちがこれからの21世紀を生き抜くためには、国際的な共通語となっている英語を通じてのコミュニケーション能力を身に付け、国際社会の中で積極的に他の国の文化や生活を理解し、自信と誇りを持って外国の人々に自分の考えや意志を伝え、相互理解を図ることが求められているところである。

大田原市では、これまでに様々な国際交流等に関する事業を実施してきたが、特に、本市の小学校におけるこれまでの英語に関する学習は、平成14年度より実施された学習指導要領のもと、全小学校で「総合的な学習の時間」にALT等を活用して、体験的に英語に触れたり、外国文化に親しむなどの活動を行ってきた。更に、平成16年度からは、ALTを増員するとともに、地域の中で英会話に堪能な方や英語を母国語とする外国人の方を英語活動指導員として全小学校に配置し英語活動を実施しているが、あくまで「総合的な学習の時間」の枠内で実施されるもので、「総合的な学習の時間」の趣旨及び学校の実態により個々の学校の任意によって実施されているため、実施内容や実施時間など市内の学校間の取組に差が生じている。

そこで、構造改革特別区域の認定を受け、小学校のカリキュラムの中に「英語活動」（英会話の学習の時間）を位置付けすべての市立小学校で、小学校1年生から外国語や外国の文化・生活に慣れ親しむ環境づくりを進めながら、英会話能力の基礎を培い、コミュニケーションを図ろうとする資質や態度を育て、国際化に対応できる人材を育成したい。「英語活動」の設定に当たっては、全小学校で一定水準のもとに、系統的な学習内容で授業ができるようにするため、市独自の統一したカリキュラムを作成し、教員、英語活動指導員、ALT、市教育委員会が協力して指導方法や教材開発、評価等について研究を進め、小学校での系統的な英会話教育の充実を図っていく。

このことが保護者や地域の英会話学習への関心を高めることにもつながり、また、在住の外国人や海外生活を経験した市民を指導者として採用することにより、本市の国際交流や経済の活性化にも貢献するものとする。

6 構造改革特別区域計画の目標

大田原市は、「豊かな感性を備え、国際性を身に付けた青少年の育成」を目指し、教育の充実したまちづくりを進めている。このまちづくりの基盤の下に早期から取り組んできた国際理解教育の実績を踏まえ、構造改革特別区域制度の特例措置を活用することにより、市内の全小学校全学年で英会話の学習（「英語活動」）の時間を新設し、英語活動の授業を全児童が系統的・計画的に実施することで、国際感覚と英語による実践的な会話能力、コミュニケーション能力を身に付けた児童の育成を図ることを目標とする。

さらに、今後小・中学校との連携による英語教育の推進も視野に入れ当事業の拡大を図るとともに、現在本市で実施している『地域ですすめる子ども外国語学習事業』や『地域青少年のための「英会話講座」』を継続・充実させ、市内の子どもたちや青少年の英語能力のレベルアップを図り、国際化に的確に対応でき、国際社会に生きる一員として活躍できる青少年の育成を目指す。

また、英語活動の指導者としては、地域の外国人や英語の堪能な市民等を採用し、地域の人材の活用を図るとともに雇用の拡大を促進する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的・社会効果

(1) 社会的効果

小学校段階から英語に慣れ親しませ、国際感覚や英語による実践的コミュニケーション能力を身に付けさせることによって、市内小・中学校の英語教育の充実が図られるとともに、市民の英語に対する興味・関心も高まり、英語が話せる市民の増加及び地域の国際交流活動も活発化することが期待できる。

英語での会話をするにより、人とのコミュニケーションづくりに興味や意欲が培われるとともに、積極的に自立しようとする態度が養われ、ひいては、社会生活でのよりよい人間関係づくりを積極的に行おうとする態度を養うことができる。

海外友好都市との連携を図り、ホームステイによる海外語学研修や海外留学、友好都市からの交換留学生の受け入れ等により国際理解と民間レベルでの国際交流が促進される。

本規制の特例導入後4年後をめどに、英語活動に即したリスニングとスピーキング中心の児童英検で、小学校卒業段階で「GOLD」程度の英語力と理解力を身につけることを目指す。

(2) 経済的効果

大田原市及び近隣の市町村に在住している外国人や民間人を英語活動指

導員として採用し、市内全小学校に配置したり、近隣の派遣会社より A L T を派遣してもらい市内全小・中学校に配置する。このことによる経済の活性化への効果が期待できる。

8 特定事業の名称

構造改革特別区域研究開発学校設置事業（番号 8 0 2 ）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 小学校英語活動研究部会の設置

小学校の英語活動担当者、中学校の英語科教員、英語活動指導員、担当指導主事で組織する小学校英語活動研究部会を設置し、その委員を中心に、市独自の指導計画、評価計画及び指導資料を作成する。

(2) 英語活動指導員の採用及び配置

英語に堪能な方や英語を母国語とする外国人の方から「小学校英語活動指導員」を市が採用し、各小学校に配置し「英語活動」の授業を学級担任とのチームティーチングで行う。

(3) 小学校に外国語指導助手（A L T ）を派遣

すでに平成 1 3 年度から実施しているが、小学校の英語活動の指導のために外国語指導助手を全校に派遣し、英語指導に関する支援や授業での活用を図る。

(4) 英語活動指導に関する教職員対象の研修を実施

英語指導助手、英語活動指導員の協力を得て、小・中学校教員を対象とした研修会を定期的に行う。

(5) 英語活動指導員対象の研修を実施

授業研究会を実施するとともに、指導員間の情報交換を行い指導方法の研究や教材の開発を行う。

(6) 幼稚園・保育所への外国語指導助手（A L T ）の派遣

要請により、幼稚園・保育園に外国語指導助手を派遣し、幼児に遊びやゲームを通して英語や外国文化に触れる機会を提供する。

(7) 公民館における子ども向けの外国語学習の実施

全地区（7カ所）の公民館において、小学校3年生から6年生までを対象とした英語学習を開設し、子どもたちが体験等を通して国際理解を深めたり、英語によるコミュニケーション能力を身に付けさせる。平成11年度より継続して実施されている。

(8) 市民を対象とした英会話講座の実施

民間の英会話スクールの講師等を活用して、市民に英会話を学習する機会を提供する。

(9) スコットランドセントアンドリュース市の高校生との友好都市交流

平成2年度より実施している事業である。毎年夏休みを利用し、相互の高校生が互いにホームステイをしながらそれぞれの国の教育文化施設などを訪問し、体験を通して両市の国際親善を深める。

- 1 特定授業の名称
802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業
- 2 当該規制の特例措置の適応を受けようとする者
大田原市立全小学校
- 3 当該規制の特例措置の運用の開始日
平成 17 年 4 月 1 日
- 4 特定事業の内容
 - (1) 事業による主体 大田原市
 - (2) 事業が行われる区域 大田原市立 13 校の小学校
 - (3) 事業の実施期間
平成 23 年度に事業についての評価・見直しを行う
 - (4) 事業により実施される行為
英語を通じて積極的にコミュニケーションを図ろうとする資質や能力を育成するため、小学校全学年に「英語活動」の時間を新設
- 5 当該規制の特例措置の内容
 - (1) 教育課程の基準によらない部分
 - ア 学校教育法施行規則第 24 条第 1 項に規定する教科の他、小学校に「英語活動」の時間を新設すること。
 - イ 学校教育法施行規則第 24 条の 2 に定める授業時数を改めること。
 - (7) 1, 2 年生は、年間 16 時間の「英語活動」を設置する。そのため、現行学習指導要領の「生活科」から 10 時間移行し、さらに、年間総授業時数を 6 時間増やしトータル 16 時間とする。
 - (イ) 3, 4 年生は、年間 35 時間の「英語活動」を設置する。そのため、現行学習指導要領の「総合的な学習の時間」105 時間から 35 時間移行する。「総合的な学習の時間」を 70 時間とする。
 - (ウ) 5, 6 年生は、年間 35 時間の「英語活動」を設置する。そのため、現行学習指導要領の「総合的な学習の時間」110 時間から 35 時間移行する。「総合的な学習の時間」を 75 時間とする。
 - ウ 学校教育法施行規則第 25 条の内容に加え、「英語活動」の教育課程を編成すること。
 - (2) 規制の特例措置の必要性和適合性を認めた根拠
 - ア 小学校に「英語活動」を新設する理由

経済、社会等のグローバル化が急速に進展する中、21世紀を生きる子どもたちに求められるものは、国際的な共通語となっている英語を通じてのコミュニケーション能力を身に付け、国際社会の中で積極的に他の国の文化や生活を理解し、自信と誇りを持って外国の人々に自分の考えや意志を伝え、相互理解を図ることができる資質や能力である。

また、児童期は、新しい事象に対する興味・関心が高く、外国人の行動やことばを自然に受け入れる時期にあるともいわれ、英会話能力をスムーズに習得させるためには、義務教育早期の段階から英語に慣れ親しむことが効果的であると考えられる。しかし、現行の学校教育施行規則及び小学校学習指導要領では、公立小学校において英語活動が取り上げられるのは「総合的な学習の時間」の中の「国際理解教育」の一部としてである。

本市でも、小学校における英語に関する学習は、平成13年度より、全小学校で「総合的な学習の時間」にALT等を活用して、体験的に英語に触れたり、外国文化に親しむなどの活動を行ってきた。さらに、平成16年度からは、ALTを増員するとともに、地域の中で英会話に堪能な方や英語を母国語とする方を英語活動指導員として全小学校に配置し英語活動を実施しているが、あくまで「総合的な学習の時間」の枠内で実施されるもので、「総合的な学習の時間」の趣旨及び学校の実態により個々の学校の任意によって実施されているため、実施内容や実施時間など市内の学校間の格差が生じている。

そこで、本市では、新たに小学校において「英語活動」として教科に位置付け、市内全小学校で1年生から6年生までの全学年に全小学校共通の指導計画のもと実施したいと考える。併せて、中学校においても小学校との連携を図りながら英語科の指導の中でコミュニケーション活動を積極的に取り入れることにより、中学校の英語学習によりよい効果をもたらされる。

これは、文部科学省が推奨する「英語が使える日本人の育成」と趣旨を同じくするものである。

イ 関連法令等との関係

憲法及び教育基本法の理念では、「世界平和と人類の福祉に貢献する国民の育成」を求めており、21世紀の社会の急激な国際化の進展等を踏まえると、英語教育は早期から必要とされる学習である。また、小学校に「英語活動」の時間を新設し、英語の遊びやゲーム、歌、対話などを学び、外国の言語・文化を理解することは、学校教育法第18条第2項に合致するものである。

「生活科」は、児童が身近な人々や社会、自然と直接かかわる活動や、体験を重視し、その過程において、生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う教科である。また、「総合的な学習の時間」は、子どもたちに、国際化や情報化などの社会の変化に主体的に対応できる資質や能力の育成、すなわち「生きる力」を育成することである。教科等の枠をはずし、横断的・総合的な学習を、各学校が地域の実態に応じて、創意工夫を生かし、特色ある教育活動として展開できる時間として設定している。「生活科」から、年間10時間、「総合的な学習の時間」から、年間35時間、「英語活動」に充てることにより、授業時数が減少するが、指導方法の工夫や活動内容を精選することなどのより、その趣旨は達成できるものとする。「英語活動」の導入は、社会の急激な国際化に対応する上でも、社会の変化に主体的に対応できる人材の育成のためにも、21世紀を担う子どもたちに必ず必要な資質・能力である。その能力は、「生活科」、「総合的な学習の時間」においても生かされるものであり、将来の「生きる力」の基礎となる能力である。これらのことから、「生活科」、「総合的な学習の時間」を減らし、「英語活動」の時間を設定しても、小学校教育の目標は達成できるものとする。

(3) 取り組みの期間等

小学校1年生から小学校6年生までの市内全児童を対象に、平成17年度から開始する。認定後各年度で検討を加え、各学校、各学年において当事業の評価・指導方法の見直しを実施し、平成17年度の小学校1年生が小学校を卒業する6年間で1つのサイクルと考え、最終年度である平成22年度には当事業のレベルアップを図るため、基本目標、指導方法、カリキュラム等に検討を加え、さらに当事業の充実に取り組む。

(4) 「英語活動」の時間の目標及び指導計画

小学校においては、英語に慣れ、親しみ、簡単な英語を使って、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てることを目標に、学年の発達段階に応じて指導計画を作成する。その場合、平成15年度より大田原市教育委員会指定で先行研究を行っている大田原市立市野沢小学校の実践や指導計画、それを活用した実践を踏まえて、小学校英語活動研究部会で検討・作成し、他教科との関連や幼保・小・中の英会話学習の連携、地域の特色を生かした学習ができるように、各学校において見直しを漸次進めていく。

また、ALTを活用した体験的な授業を通して、外国語や外国文化への興味・関心を高められるようにする。

(5) 計画初年度の教育課程の内容等

市内全小学校に「英語活動」の時間を設置し、全校に英語活動指導員とALTを派遣する。1学年から6学年を対象として各校独自のカリキュラムと指導計画を作成し、英会話学習を1学年、2学年は年間16時間、3学年から6学年は、年間35時間実施する。

授業形式は、担任が中心となり英語活動指導員、ALTとのチームティーチングとし、CDやビデオなどの視聴覚教材、手作り教材等を効果的に活用することによって、英語の音声を聞く量を増やしたり、興味・関心を持って授業に取り組めるよう指導内容を工夫する。

英語活動指導員は、地域の外国人や英会話能力に優れた民間人を雇用する。

《英語活動の目標と内容》

1. 基本目標

英語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を身に付ける。

身近で簡単な英語を聞いて理解し、自分や身の回りのことについて簡単な英語を話することができる。

外国のことばや文化に対する興味・関心を深める。

2. 各学年の目標及び主な題材

	各学年の目標	主な題材等
第1・2学年	・楽しく英語活動に取り組み、英語を使う喜びを体験する。 ・歌、リズム遊び、ゲーム等を通して、英語の音声に慣れ親しみ、英語を聞いたり話したりする基礎を養う。 ・英語活動を通して外国文化や日本の文化に興味・関心をもち進んで知ろうとする。	・英語の歌 ・英語を使ったゲーム ・あいさつ、自己紹介 ・身体の部分、体調 ・動物、食べ物 ・家族 ・天気、数、色 ・日本の遊び、外国の遊び
第3・4学年	・進んで英語活動に取り組み、英語を使って人とかわることを楽しむ。 ・歌、ゲーム、スキット等を通して、英語によるコミュニケーションの基礎を養う。 ・英語活動を通して外国や日本の文化の違いがあることに気付く。	・英語の歌 ・英語を使ったゲーム ・あいさつ、家族紹介 ・年齢 ・野菜、果物 ・時刻、曜日 ・外国の行事
第5・6学年	・積極的に英語活動に取り組み、日常的な英語を使うことを楽しむ。 ・歌やゲーム、スキット等を通して、身近で簡単な英語を聞き取ったり、積極的に会話したりする。 ・英語活動を通して外国の文化や生活についての理解を深める。	・英語の歌 ・買い物 ・あいさつ、他者紹介 ・季節、月の名、誕生日 ・学用品、スポーツ ・電話 ・職業、施設、場所 ・外国の食事、外国の行事

《教育課程表》

「英語活動」新設による教育課程の編成年間授業時数

区分	各教科の授業時数										道徳の時間	特別活動	総合的な学習	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	英語活動				
第1学年	272		114		92_{-10}	68	68		90	16	34	34		786_{+6}
第2学年	280		155		92_{-10}	70	70		90	16	35	35		846_{+6}
第3学年	235	70	150	70	102	60	60		90	35	35	35	70_{-35}	910
第4学年	235	85	150	90	102	60	60		90	35	35	35	70_{-35}	945
第5学年	180	90	150	95	102	50	50	60	90	35	35	35	75_{-35}	945
第6学年	175	100	150	95	102	50	50	55	90	35	35	35	75_{-35}	945

注 下段の±は、「学校教育法施行規則第24条の2」別表1の標準時数との増減

《その他》

ア 指導上の配慮事項

- (7) 年度途中の転入児童については、各学年及び当該クラスの進行状況に応じて児童が英会話学習へスムーズに取り組めるよう、学級担任や英語活動指導員、ALTが個別指導できる体制を整える。
- (1) 指導に当たっては、第1学年から第6学年までほぼ同じ内容から始めることになるが、学校や児童の実態に合った学年ごとの目標や題材で実施できるようにする。

イ 大田原市小学校英語活動研究部会（以下「研究部会」という。）の設置

平成17年度からの本事業の実施のために、平成16年度内に研究部会を組織し、活動を開始する。

- (7) 目的
 - ・各学年の指導計画の作成、見直し
 - ・指導方法や教材の開発
 - ・校内研修の推進
 - ・事業の評価・改善
- (1) 組織
 - ・次の者より研究部会を組織する。

小学校教諭、中学校英語担当教員、英語活動指導員、大田原市教育委員会英語担当指導主事他

ウ 教育評価等

(7) 評価についての基本的な考え方

英語のコミュニケーション能力の育成のために、コミュニケーションに関する意欲に重点を置き、英語を「聞くこと」「話すこと」の定着が図れるような目標に準拠した評価とする。

なお、評価に当たっては、研究部会において、評価のねらい、対象、観点、方法などを明らかにしていく。

(1) 評価の観点

観点を以下の3項目とする

- ・ 聞く能力
- ・ 話す能力
- ・ コミュニケーションへの意欲・態度
(・ 外国文化への興味・関心)

(2) 評価の方法

学習内容に応じて、行動観察、ワークシート、自己評価、児童の相互評価を適宜取り入れ評価を行う。学年末には、アンケートを実施し次年度に生かしていけるようにする。

通知票、指導要録には、数値による評価は行わず、設定した評価の観点に照らし、児童の学習状況に顕著な事項がある観点について、その特徴を記入するなど、児童にどのような力がついたかを文章で記述する。

(3) 英語活動の目標と評価規準の作成

平成16年度中に研究部会で作成したものを活用し、英語活動の実践を通して指導方法の工夫、改善に努め、初年度に再度研究部会において見直しを行う。

エ 教員対象の研修の実施

(7) 大田原市教育委員会が主催となり、外部講師を招いての研修や授業研究会による指導方法の研究、先進校視察等を行い英語指導の充実を図る。

- (7) 各学校においては、英語活動指導員との実践研修や指導案の作成、校内授業研究会など校内研修の充実を図る。

オ 英語活動指導員，A L T の研修の実施

大田原市教育委員会を中心に、小学校英語活動指導員及びA L T の合同行動研修会を定期的の実施し、教材の開発並びに指導方法に関する情報交換などを行い、学校での授業に生かす。

(6) 事業評価

本特例措置の実施により、どのような成果が得られ、どのような課題が残されているのかを的確に把握する。英会話学習による児童の変容の観察や児童の自己評価、児童・保護者の意識調査、指導者の自己評価・相互評価をまとめ、次年度へ生かしていくものとする。